

|                    |   |
|--------------------|---|
| 商品名                | JAらくらく無担保住宅ローン  |
| お使いみち              | <p>○ご本人が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。</p> <p>① 住宅の新築・購入（中古住宅も含む）。</p> <p>② 既に居住している住宅に隣接する土地（道路を挟んだ対面の土地も対象）、または底地の購入。</p> <p>③ 他金融機関等の住宅ローン（有担保）のお借換</p> <p>④ 上記①～③と同時に行う新規の増改築・改装・補修</p> <p>⑤ 上記①～④に付随する諸費用等。</p> |
| お借入資格              | <p>○お申込時の年齢が満 18 歳以上満 65 歳以下であり、最終ご返済時の年齢が満 79 歳以下の方。</p> <p>○継続して安定した収入がある方。</p> <p>○借換の場合は、対象ローンについて、返済実績が 5 年以上あり、かつ直近 1 年間に返済遅延のない方。</p> <p>○当 JA が指定する保証会社（株式会社ジャックス）の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 JA が定める条件を満たしている方。</p>           |
| お借入金額              | <p>○50 万円以上 1,000 万円以内とし、1 万円単位とします。</p> <p>○ただし、借換の場合は、50 万円以上 2,000 万円以内とします。</p> <p>なお、自営業者の方は資金用途にかかわらず 50 万円以上 1,000 万円以内とします。</p>   |
| お借入期間              | <p>○6 か月以上 20 年以内とし、1 か月単位とします。</p> <p>○ただし、他金融機関から借入中の住宅資金のお借換の場合、対象ローンの残存期間に 3 年加算した期間を上限とします。</p> <p>なお、その他資金用途による条件もありますので、詳細については、当 JA の融資窓口へお問い合わせください。</p>   |
| お借入利率              | <p>○変動金利を適用いたします。お借入後の利率は、基準日（4 月 1 日および 10 月 1 日）の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回の見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p>  |
| ご返済方法              | <p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、10 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>   |
| 担保                 | ○不要です。  |
| 保証人                | ○㈱ジャックスの保証をお受けいただきますので原則として不要です。  |
| 保証料                | ○融資利率に含ませていただきます。   |
| 団体信用生命共済           | <p>○借入者は原則として団体信用生命共済にご加入いただきます。（共済掛金は当 JA が負担いたします。）</p> <p>○お借入者のご負担で、9 大疾病補償保険、三大疾病保障特約付団体信用生命共済または長期継続入院特約付団体信用生命共済にもご加入いただくことができます。</p>  |
| 手数料                | <p>○一部繰上返済および全額繰上返済を行う際には当 JA 所定の繰上返済手数料が必要となります。</p> <p>JA ネットバンクによる一部繰上返済の場合は、5,500 円です。</p>  |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 支店または金融推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JA バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p>                 |

## 【JAらくらく無担保住宅ローン】

とびあ浜松農業協同組合

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（JAバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部 推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>  |
| その他 | <p>○ご返済額をお知りになりたい場合は、JA窓口またはホームページで試算が行えます。</p> <p>○お借入に関して詳しい内容、お借入利率等についてはJA窓口にお問い合わせください。</p> <p>○お申込に関しては、審査によりご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○当JAとお客様とのお借入利率は融資実行時のお借入利率を適用いたします。</p> <p>○住宅金融公庫から借り換えた場合、特約火災保険（地震保険を含む）は保険料払込期間終了までは契約が有効ですが、契約終了後は特約火災保険の継続契約はできなくなります。</p> |